

バルフォア宣言と日本

丸山直起

一 はじめに

一九一七年十一月二日、イギリス政府は、外相バルフォアの名においてライオネル・ウォルター・ロスチャイルド卿 (Lord Lionel Walter Rothschild) あてに、英政府はパレスチナにおけるユダヤ人の民族的郷土の建設に賛成することをうたった書簡、いわゆるバルフォア宣言を⁽¹⁾発出した。これは以後のパレスチナをめぐるアラブ、ユダヤの対立に收れんしてゆく長い紛争の幕開けを告げるベルの音であったと同時に、シオニストの最初の画期的な外交的成果であった。シオニストはもちろんのこと、イギリス政府もバルフォア宣言の意義とユダヤ人問題に対する政府の態度を対外的に説明すべく広く宣伝につと

めたのである。⁽²⁾しかし、シオニストにとってバルフォア宣言はあくまでも英政府の約束にすぎず、この約束を確固たるものにするには、他の列強からバルフォア宣言の支持か、あるいはイギリスと同様の宣言の発出のいずれかを引き出すことが、次の外交課題であった。すでに大戦開始以来、ロンドンを根拠地に広く活動していたシオニスト機構のソコロフ (Nahum Sokolow) は、一九一七年三月以来仏伊両国を訪れ、シオニズムに対する好意的な感觸をえていた。バルフォア宣言以後、仏伊両国はイギリスのパレスチナにおける野心に警戒を強めており両国ともイギリスに対抗するために、シオニストを味方につける必要性を感じていた。シオニストもこの辺の事情は承知しており、ソコロフは、まずフランスからシオ

ニズムの大義を支持した一九一八年二月十四日付ビション外相の書簡を入手し、⁽³⁾ 続いてイタリアも同年五月九日インペリアリ駐英大使がソコロフにイタリア政府のシオニズム支持を伝えたのであった。⁽⁴⁾ 一方、アメリカの支持表明は、オスマン・トルコと交戦状態になかったこと、國務省内でランシング國務長官を中心に反対意見が強かったことなどにより遅れていたが、米国内のシオニストの圧力が高まる中でウィルソン大統領は一九一八年八月三十一日「バルフォア宣言以来のアメリカおよび連合国内のシオニスト運動の発展に満足している」と表明し、バルフォア宣言への同意を述べた書簡を米シオニスト機構のステファン・ワイズ (Stephen S. Wise) に送ったのである。⁽⁵⁾ この後一九二二年六月三十日米下院はバルフォア宣言をそっくり盛り込んだ上下両院の合同決議を満場一致で採択、上院もまた九月二十一日採択し、ハーディング大統領が同決議に署名した。⁽⁶⁾ このほか、ギリシヤは外相が一九一八年三月十四日議会でシオニズム支持を表明し、オランダ政府もオランダ・シオニスト連合の議長に対しシオニズム支持を明らかにし、セルビアもまた一九一七年十二月同様の表明を行った。⁽⁷⁾

かくして、シオニスト外交の次なる照準は大国日本を含むアジア三国にしばられることになったのである。

二 上海シオニスト協会とシャム政府

一九〇三年中国の上海にシオニスト運動がうぶ声をあげて以来、上海シオニスト協会 (Shanghai Zionist Association) は中国のみならず、広く東アジアのユダヤ人問題、シオニズムへの関心の喚起につとめてきた。⁽⁸⁾ 同協会は早くも一九一七年十一月ロイド・ジョージ英首相にあてバルフォア宣言の発出を感謝する電報をうち、ロンドンのシオニスト機構と協力しながら、パンフレットの配布、講演などの広報活動を行った。⁽⁹⁾ 同協会は、一九一八年二月十五日にワイツマン (Chaim Weizmann) にあて電報をうっているが、この内容は、同協会名誉書記エズラ (Nissim Ezra Benjamin Ezra) の八月二十日付ソコロフ (Nahum Sokolow) あて書簡の文面からして中国、日本との交渉を開始することに関するものであったと思われる。⁽¹⁰⁾ しかし、後述する理由によって、中日両政府の支持表明は遅れ、シャム (タイ) 政府との交渉が先に結実した。

上海シオニスト協会とシヤム政府の非公式なチャネルとなつたのは、イギリス陸軍省から中国に派遣されていたデイビッド・サンデルソン (David I. Sandelson) 大尉⁽¹¹⁾、それに上海のチャールズ・ロビンジャー (Charles S. Lobingier) 米法院判事と上海の『ミラーズ・レビュー』 (Millard's Review)』(後『China Weekly Review』) のパウエル (J. P. Powell) 編集長の二人が名前をあげて接触をすすめたシヤム政府米人顧問のエルデン・ジェームズ (Elden R. James)⁽¹²⁾ であつた。

上海シオニスト協会のカドゥーリー (Sir E. S. Kadoorie) 会長は一九一八年七月十二日シヤムのデーワウオン (Devawongse) 外相にあつて、パレスチナにおけるユダヤ人の民族的郷土建設に関するシヤム政府の支持を要請した書簡を發出し、もう一通をジェームズ顧問に送つた⁽¹³⁾。上海シオニスト協会からアプローチされたジェームズ・シヤム政府米人顧問は、八月シヤム駐在のフランス臨時代理公使に対し「王国政府はパレスチナにおけるユダヤ人国家の樹立 (la création d'un Etat Juif en Palestine) を目ざす運動に同情を宣言するよう求められており」、フランス政府がシオニズムに対しどのような

態度をとつたか教えてほしいと語つた⁽¹⁴⁾。代理公使は、ジェームズ顧問に対し、「ユダヤ人の国家 (Etat Juif)」と聞いてびっくりしたが、自分の信じるころでは、シオニストの願望はユダヤ人のための「民族的郷土 (National Home)」以上のものではないと述べた。同時にこの書簡には他にも用語の解釈に不十分なところがあるし、この小さな事件をビション外相に知らせる価値があると次のように述べている⁽¹⁵⁾。

「このことはシオニスト運動が拡大していることを示す十分な証拠であり、またシヤムがこれにともなつて新たな義務を果している証拠である。しかし、多数のイスラム教徒を抱える国がシオニズムを支持してまで国際的役割を果たすことはないであろう」

しかし、代理公使がビション外相に公信を送つて十日後、予想に反してシヤム政府はシオニズム支持の書簡をカドゥーリー上海シオニスト協会会長にあつて發出してしまつたのである。代理公使は、「とりわけイスラム教徒に敵対する原因となる不利があるにも拘らず、大国、とくにイギリスのマネをしようとする気持を何よりも優先

させて、デーワウオン外相は上海シオニスト協会会長あてに一通の書簡を書いてしまった」といささか失望気味にピション外相に報告している。⁽¹⁶⁾

すなわち、シヤム政府は、一九一八年八月二十二日付カドゥーリーあて外務大臣の書簡をもって次のような回答を与えたのである。

「シヤム王国政府は、パレスチナをユダヤ人のための民族的郷土として建設することに関して、連合国によって行われた同情的立場に同意することを表明し、連合国と協力して最大の努力を尽くしてこの目標の実現を促進するものである。またパレスチナに現存する非ユダヤ人社会の市民的・宗教的権利を損なうことは何もしないことが明確に了解される」⁽¹⁷⁾

この回答に接した上海シオニスト協会では、九月十一日会長カドゥーリー、名誉書記エズラならびに英陸軍省サンデルソン大尉の名で外相あてに書簡を發出、謝意を表明した。⁽¹⁸⁾

そしてロンドンのナフム・ソコロフからの要請に基づき、シヤム政府のデーワウオン外相は十一月二日付カド

ゥーリーあて書簡でロンドン駐在のシヤム公使に対し、ロンドンのシオニスト連合 (Zionist Federation) に対してシヤムの承認を通告し、ユダヤ人の願望に對しいかなる適当な支持をも与えるよう訓令したのである。⁽¹⁹⁾

ロンドンのシオニスト機構 (Zionist Organisation, London Bureau) は十一月二十九日付書簡にてシヤム公使に、またアメリカのシオニスト機構も十二月二十六日付ジャコブ・ド・ハイス (Jacob de Haas) の名で發出された書簡の中で上海シオニスト協会に、それぞれ感謝の言葉を伝えた。⁽²⁰⁾

シヤム政府の宣言は、非キリスト教国で最初の事例となった。

三 中国の支持表明

シヤムにくらべ、中国それに日本の対応はやや遅れた。ひとつの理由は、上海とロンドンの間で意思の疎通が必ずしも十分ではなかった点である。たとえば、上海の N・E・B・エズラがロンドンのソコロフにあてた一九一八年八月二十日付書簡の中で、エズラはソコロフらがロンドンの中国、日本公・大使館との接触をすでに開始

したという情報入手し、このため上海側で中・日両国へのアプローチを再考するという事情があった⁽²¹⁾。さらに、中国内部の政情不安、たまたま夏期休暇に入ったなどの理由が考えられる。だが、これらの理由はそれほど決定的なものではない。

中国側のシオニズムへの態度表明が遅延するにいたった最大の原因は、中国側とシオニストとの窓口をつとめることになっていた米公使の突然の帰国である。中国側と上海シオニスト協会との間の仲介の役をつとめたのは、北京駐在のラインシュ（Paul S. Reinsch）公使、上海のチャールズ・ロビンジャー（Charles S. Lohninger）米法法院判事それに北京の中華民国總統府政治顧問ジョージ・モリソン（George E. Morrison）の三名である。このうち、上海在住のロビンジャー判事はユダヤ人の問題およびシオニズムに極めて同情的であった⁽²²⁾。彼はラインシュ米公使とともに、バルフォア宣言と同様の宣言を中国政府から発表させることに協力的であった。

シオニストがまず接触を試みた中国側要人は中国海軍の提督をつとめたことのある蔡廷幹（Tsai Ting-kan）である。上海シオニスト協会の機関誌『イスラエルズ・

メッセンジャー』によれば、シオニストと蔡との接触は数回におよび、蔡はシオニズムに大いに関心を示し、あらゆる援助を惜しまないと約束したといわれ、またモリソンもエズラに対し蔡と中国側の宣言発表について会談するようすすめて⁽²³⁾いる。

一九一八年六月ロビンジャー判事はこの問題に関してラインシュ公使と会談した。ところが、ラインシュ公使は七月初旬アメリカへ一時帰国し、この間マクマレイ（J. V. A. MacMurray）が臨時代理公使として職務を引き継いだ。両者の事務引き継ぎはわずか一日というあわただしさであり、しかもマクマレイは状況に不慣れであった。マクマレイは、一九一八年七月五日付ロビンジャー判事あて書簡の中で上海のシオニストと中国側との仲介は職務権限上許容されない旨述べている。それによると、マクマレイは、ラインシュからの引き継ぎ書類の中に、あて先がロビンジャー判事となっている六月六日付および十四日付の二通の書簡——これらの書簡はそれぞれ上海シオニスト協会の六月六日付書簡を中国側に伝達するものであった——をみつ⁽²⁴⁾けた。しかしマクマレイは、現行規程によればシオニストの中国外交総長あて書簡を

取り継ぐことはできないと述べつつ、ロビンジャーに対しこの事情を上海シオニスト協会に説明し、宣言についてはアメリカのシオニスト機構を介して取りあげた方が適当であり、そうすれば、同機構は在中國公使館に対し適当と思われる訓令を送付させるために問題を國務省に持って行くであろうと、シオニスト側にサジェストしてほしいと要請している。⁽²⁵⁾この極めて官僚的な書簡に対し、北京滞在のため上海を長期留守にしていたロビンジャー判事は、エズラあて九月十一日付書簡のP.S.において、(マクマレイから送られてきた)上海シオニスト協会の中国外交総長あて六月の書簡をマクマレイに突き返したと、ラインシユ公使が中国を離れる前、これらの書簡の中国側への取り継ぎと、もし要望があれば他の連合国代表と一緒にこの問題を取りあげることとを約束したことに注意を喚起したこと、および公使の帰任まで書簡をとどめておくよう求めたことを述べている。⁽²⁶⁾この結果、交渉はラインシユ公使が帰任するまで中断することになる。

一方、モリソン中国総統府政治顧問は、九月十五日エズラに書簡を送り、中国政府から何の連絡もなかったこ

とに驚きを示しながら、ロビンジャー判事の北京滞在中にすべて取り決められたものと了解していたと述べたうえ、シオニストに対し中国政府が発出する宣言の文案を送るよう要請した。⁽²⁷⁾モリソンの書簡に接したエズラは、中国政府が発出すべき次のような宣言案を送ったのである。⁽²⁸⁾

「中国政府は、パレスチナにおけるユダヤ人の民族的郷土回復に関する大英帝国の提案に完全な同意を表明するが、パレスチナに現存する非ユダヤ人社会の市民的・宗教的権利あるいは他の諸国のユダヤ人によって享受されている権利および政治的地位を損なうようなことはしない旨明確に了解される。またこの目的を實現するために講和会議において連合国と協力するものである」

一方、ロビンジャー判事は、帰任したラインシユ公使に対し、十一月一日、書簡を送り、他の列強とともに、ウィルソン大統領がパレスチナに関するユダヤ人の願望を承認したことから、在中國のアメリカ人官憲がこの問題に関心を寄せることは全く当然であり、上海のシオニ

ストも、公使が中国政府から好意的な声明を手に入れるのを希望していると書き送ってラインシュの行動を⁽²⁹⁾促し、十一月二十六日再度書簡で公使の決断を求めて⁽³⁰⁾いる。

このためラインシュ公使は、判事に対し陳録 (Tcheng Lon) 外交部次長の注意を向けるために必要な措置をとったところ、次長は回答を約束し、ユダヤ人の民族的セクターに対する願望に個人的同情を表明したことを伝えた⁽³¹⁾。

最終的に一九一八年十二月十四日付陳録外交部次長のカドゥーリー会長あて書簡が中国政府のバルフォア宣言支持の公式文書であった。上海シオニスト協会が外交総長にあてた六月六日付書簡に対する返書の形をとり、内容は、「……中国政府はシオニストの願望に関し英政府と同一の態度をとったことを通告する」というものであった⁽³²⁾。

上海シオニスト協会は、ロンドンのナフム・ソコロフに対し電報および十二月二十日付書簡でこれを報告するとともに、カドゥーリー、エズラ兩名の名前で次長に謝辞を送った⁽³³⁾。

また孫文も、一九二〇年四月、エズラにあて、「……

私は、こんにち最も偉大な運動の一つであるこの運動(注・シオニスト運動)に対して私が同情していることをあなたにお伝えしたい。すべて民主主義を熱望する者は、世界の文明に多大の貢献をし、諸民族の社会の中で名譽ある地位を占めるに値するあなた方のすばらしい歴史的な民族を復興せんとする運動に満腔の支持を与え、熱烈に歓迎しないではおれません」と述べた書簡を送付し⁽³⁴⁾、シオニズムへの深い敬意を表明したのであった。

四 バルフォア宣言と日本の対応

上海シオニスト協会のカドゥーリー会長は一九一八年七月夏期休暇を過ごすため日本を訪れた⁽³⁵⁾。カドゥーリーの日本滞在は長期にわたった⁽³⁶⁾。この日本滞在中に彼は日本政府からシオニズム支持のための宣言を入手すべく努力を重ねた。カドゥーリーが日本でどのように過ごしていたか、また誰と会見したかについて記録は残っていない。しかし彼が在京のフランス大使と接触し、フランス大使にシオニスト側の意向を日本政府に伝えてくれるよう要請したことは事実である。彼は日本にいながらも上海との連絡は密接に保った。カドゥーリーの滞在が長び

き、日本との交渉が遅れたのには、いくつかの理由が考えられる。ひとつは、すでに述べたように、八月中旬ごろ上海のエズラが、ロンドンのシオニスト機構において在英日本、中国大・公使館との接触を開始したとの情報を入手したことである。第二に、カドゥーリーが東京で接触したフランス大使が突如帰国するというハブニングが生じたことである。一九一八年当時の駐日フランス大使は一九一三年以来「エニール」(Eugène Louis Georges Regnault)大使であったが、同大使は一八年七月七日帰国し、後任に一九一一年以来セーヌ県知事の職にあったドラネイ(Marcel François Delannoy)が任命され⁽³⁸⁾、一八年七月に来日した。カドゥーリー会長が接触したのは、このドラネイ大使である。しかし十月にドラネイ夫人が死去したため同大使は急遽十月二十三日に帰国した。参事官「ベガシユール」(Marguis de la Bégaesière)が代理大使に就任するも、彼もまた病気のため十二月十日帰国、後任の職務をモーグラス(Roger Maurès)二等書記官が引き継いだ。不幸にもフランス大使館の相つぐ人事の異動が同大使館の機能を低下させたことは容易に想像できよう。

そして日本国内の政治的混乱である。すなわち、一九一八年八月のシベリア出兵にともなう米騒動のため寺内内閣は九月二十一日総辞職し、同年九月二十九日原敬内閣が成立した。新外相には内田康哉が起用された。この政変劇の陰で政治の方向を見守っていたカドゥーリーは九月二十四日仏大使に対し、書簡を外相に伝達してくれるよう依頼したのであった。⁽³⁹⁾ 彼がなぜ仏大使に書状の伝達を頼んだのか定かではない。シャム、中国のケースと同様、恐らくは、英政府のバルフォア宣言と同様の宣言を日本から入手するためには、イギリス以外の外交使節を介した方が正当であると判断したからであろう。いずれにせよ、カドゥーリーは、アジアの大国として日本の支持表明を重視していた。そのことが彼を二カ月以上も日本にとどまらせた最大の理由であろう。

一九一八年十月に入り、ようやくドラネイ仏大使は上海シオニスト協会に対し、イギリスのユダヤ・パレスチナ政策を支持する日本の宣言を求めたシオニスト側の書簡を内田新外相に伝達した旨連絡してきた。⁽⁴⁰⁾

さて、シオニストの要請をうけた日本側はどのように対応したであろうか。この点について日本側の記録は見

当らない。しかし、一九二〇年四月十八日から二十六日までイタリアのサン・レモで開催された対トルコ講和にかかわる連合国最高会議に出席した松井慶四郎駐仏大使は、四月二十四日とくに発言を求め、「……在上海「ザイオニス」ヨリ帝國政府ニ対シ會テ申出ノ次第アリ、政府ハ英國政府ノ意見ヲモ問合セタル上彼等の「ナショナルホーム」の建設ノ希望ニ対シテハ別ニ異議ナキヲ回答シタルモ……」⁽⁴²⁾と発言している。この発言から判断する限り、ドラネイ大使から上海シオニスト協会カドゥーリー会長の書簡をうけとった外務省当局は、バルフォア宣言に関する知識はほとんどなかったと思われるから、詳細について英側に照会したとみられる。このため日本側の回答はさらに遅れることになり、しびれを切らした上海のエズラは、十一月に入り再度在京仏大使館に対し、内田外相にアプローチしてイギリスのバレスチナの宣言、つまりバルフォア宣言について承認を獲得してくれるよう依頼した書簡を送っている。⁽⁴³⁾

その結果は、駐日フランス大使館臨時代理大使ロジャール・モーグラスのカドゥーリーあて十二月二十七日付書簡に結実することになる。同書簡の中でモーグラスは次

のように日本政府の回答を伝えている。

「……バレスチナにユダヤ人の民族的郷土を建設しようとするシオニストの熱望を知って嬉しい。帝國政府はあなた方の願望の実現に同情を与えるものです」⁽⁴³⁾

そこでロンドンのハイム・ワイツマンは一月三日直ちに駐英日本大使に対し、シオニスト機構あての正式の文書を要請し、珍田捨巳大使は一月六日付書簡をもって次のように日本政府の正式文書を通報したのである。

「……帝國政府の名に於て次の宣言を行う権限を与えられている。『日本政府はバレスチナにユダヤ人のための民族的郷土を建設するシオニストの願望を喜んで心にとどめ (Gladly take note of the Zionist aspirations)、このような願望が提案どおりに実現するよう同情的関心をもって期待するものです』……帝國政府は昨年十二月上海のシオニスト機構によって本件に関してなされた申し出に対しても同一の声明を行う機会をもったことをあわせお知らせする」⁽⁴⁴⁾

上海シオニスト協会は、カドゥーリーおよびエズラの名でソコロフあてに打電するとともに、一月十六日付ソ

コロフあて書簡およびワイツマンあて書簡をもって日本の支持をロンドンに通報した。⁽⁴⁶⁾

一方、ロンドンのシオニスト機構は、一月十日付エズラあて書簡で日本政府はバレスチナに関するイギリスの宣言の承認をワイツマンに発出した旨伝えた。⁽⁴⁷⁾ 同書簡中、「これですべての重要な連合国がこの件に関して合意に達したのである」の表現にシオニスト外交がひとつの到達点に達したことでシオニストの満足した様子がよみとれるのである。

上海の英字紙『ノースチャイナ・ヘラルド』は、一九一九年一月二十五日、「ユダヤ民族運動」と題し、また『ジャンハイ・タイムズ』は同年一月十六日、「日本、ユダヤ民族運動を支持する」と題し、それぞれ日本の支持を報じた。

上海シオニスト協会は、会長カドゥーリーの名で一月十五日、内田外相にあて「日本帝国政府に世界中のユダヤ人の目的と願望を支持させるにいたった寛大なお力に私達は深い感謝の気持を送りたい」と述べ、「日本が近い将来さらに偉大な国家へと発展し、世界の大国の先頭に立って高い地位を占めることになる」と確信いたしま

す」と結んだ書簡を送ったのである。⁽⁴⁸⁾

五 結 語

ロンドンのシオニスト機構がこれらアジアの三国、とりわけ日本政府からの宣言をしきりに督促した理由は、一九一九年一月十八日パリで講和会議が開催されることになっていたのである。シオニストは、イギリスから始まり日本で終る一連の外交を通じて、バレスチナにおけるユダヤ人のナショナル・ホーム建設を列強に承認させ、その勢いをかってパリの講和会議にのぞみ、これら列強の支持を背景に有利な地歩を占めようとしていた。この点では多くの懸案を抱えながらパリに乗りこんだ列強も同じような状況にあった。日本はとくに山東問題、南洋諸島問題で他の列強の支持を必要としていた。当時日本政府がシオニズムあるいはバレスチナの問題に関してどの程度認識していたかは、記録がほとんど見当らず、不明である。しかし、記録がほとんど見当らないという点に、日本政府のこの問題に対する関心の欠如が象徴的に物語られているといえようか。

一方、欧州列強のこの問題に対する利害関心の高さは

日本とくらべものにならなかつた。トルコとの講和条約とバレスチナ、イラクのイギリス委任統治、シリア（およびレバノン）のフランス委任を最終的に決定することになる一九二〇年四月のサン・レモ會議に、イギリスはロイド・ジョージ首相、カーゾン外相、フランスはミラン首相、ベルトロ外相、イタリアはニッチ首相、シヤローヤ外相をそれぞれ送り込んだが、日本は松井駐仏大使を首席として派遣したにとどまつた。しかも松井大使とロンドン會議（一九二〇年二—四月）に参加した珍田駐英大使との間で、サン・レモ出席をお互いに譲りあう一幕もあり、あげくの果てに在英イタリア大使から準備の都合上日本側の出欠を催促される始末であつた。⁽⁴⁹⁾さらに、松井大使はサン・レモ會議の報告の中で、帝國政府はシオニストの「ナシヨナルホーム」建設の希望に異議ない旨回答したが、「バルフォア」氏ノ宣言自身二同意シタルヤ否ハ正確ニ記憶セス此ノ旨ハ特ニ記録ニ止メ置カレタシト答ヘ置キタリ」と特に発言した旨記述している。⁽⁵⁰⁾

いづれにせよ、「バレスチナにおけるユダヤ人の民族的郷土の建設」は、日本にとって他の懸案にくらべ重要

な意味をほとんどもたなかつたことは明らかであり、松井大使も含め政府当局者の間にことさら関心をもつた人物もほとんどいなかつたといえよう。もっともこの点に關しては、バルフォア宣言当時、英政府内においても關係僚を除いては、中東關係者の間で関心は低かつたといわれる。⁽⁵¹⁾

それでもなお、上海のみならず全世界のシオニストにとって、これらアジアの三国からシオニズムへのコミットメントをえたことは重要な外交的成果として長く記録にとどめられることになつた。

上海シオニスト協會でこれらの交渉を終始責任をもつて、遂行したのは、会長カドゥーリーと名譽書記のエズラであつた。しかしカドゥーリーは夏期休暇を日本で過ごしていたため、ロンドン、シヤム、中国、日本との連絡にもっぱらあつたのは、エズラであつた。エズラは、上海のユダヤ人社会内部でこの種の重要問題に対し反対する空氣があつたことをみとめ、このためにカドゥーリーとほとんど独断で処理したことが今回の成功の原因である、ロンドンのシオニスト機構のランドマンにあつた書簡の中で述べているように、エズラの功績はとくに

大きかったといえよう。

この後、イタリアのサン・レモで連合国最高会議が開催された折、上海シオニスト協会は再び日本へアプローチした。一九二〇年四月二十七日エズラは内田外相に書簡を送った。この中で、エズラは、一九一八年十二月の日本政府のシオニズムに対する支持にあらためて言及し、サン・レモで連合国最高会議が開催されているこの機会に、内田外相が「ユダヤ人の二千年の夢が実現する前夜に、我々の機関誌（注・『イスラエルズ・メッセンジャー』）に掲載するため」に寄稿してくれるよう要請し、五月十二日内田外相は「あなた方の二千年の悲願の実現に対する私の心からの祝福をおうけ下さい。……」と祝電をうったのである。国際連盟理事会は一九二二年七月二十四日委任統治協定を承認したが、これに先立ち同年五月九日および十九日の二度にわたってエズラは内田外相に書簡を送った。五月九日付書簡は、「……国際連盟のバレスチナ委任統治の承認の遅れは、バレスチナにおける再建を著しく阻害し、扇動者に対し日本を含むすべての連合国によって支持され承認されたバルフォア宣言の廃棄を唱える機会を与えることになった」と述べ、

「……閣下の側でユダヤ人の大義への同情と関心を、またバレスチナ委任統治の諸条件がユダヤの民族的郷土の樹立に関連する限り、それらの承認をさらにまた公式に表明されれば大変なご好意となりましょう。私は閣下が以上申し上げた意味で、ジュネア（注・ジュネーブの誤りか）駐在の貴国大使に、一九二〇年サン・レモですべての連合国によって承認されたバルフォアの約束（pledge）が現在開会中の国際連盟によって最終的に署名されるよう訓令されることを心から希望いたします」と、また五月十九日付書簡は内田外相のユダヤ人の大義への同情と関心とに関する公式表明を督促したもので、外相の回答を重ねて要請している。これらの書簡に接した内田外相は、上海の船津辰一郎総領事にあて、「……右会議（注・連盟理事會）ニ於テ本問題審議セラルル場合ニハ日本ニ於テ好意的考量ヲ加フヘキ旨同氏ニ御伝達相成度」と訓令し、船津総領事は、六月八日付書簡をもって内田外相の回答をエズラに伝えたのである。

この結果、上海シオニスト協会は、日本政府とりわけ内田外相のシオニズムへの貢献を高く評価し、ケレン・カエメット（ユダヤ民族基金）のゴールデン・ブックに

一言交渉を止めるよう連絡があればよかつたと不満をもらしてゐる。

(11) サンデルソン大尉が具体的にどのような任務をおびてゐたか不明である。しかし、彼はシオニスムに深い理解を示してあり、上海などでユタヤ人救済活動、募金活動などを行つたかわら、「ユタヤ民族運動」と題する講演を上海で催してゐる。なお、同大尉は一九一八年十月ウラジオスマンに派遣された。*Israel's Messenger*, October 27 th, 1918.

(12) ロビンジャー判事は、九月十一日付ヒメラあて書簡の中でヒームスの名前をあげてサシホムトしたことが、その結果を生んだのであれば嬉しうと述べてゐる。Lobingier to Ezra, September 11, 1918, Z₄/176, C. Z. A.

(13) *Israel's Messenger*, November 4th, 1918.

(14) Chargé d'Affaires de France to Monsieur Stephen Pichon, Bangkok, 13 aout 1918, No. 42, Ministère des Affaires étrangères, Direction des Affaires politiques et commerciales, série E 312/4. Courtesy David Vital of Tel Aviv University.

(15) *Ibid.*

(16) Chargé d'Affaires to Pichon, Bangkok, 28 septembre 1918, No. 63. Courtesy David Vital.

この約十日間に何が起つたか。バンコック駐在の仏代理公使がビション外相に送つた報告に添付されてゐた九月二

十七日付『バンコック・タイムズ』紙の切り抜きは、「シオニスト協会とシヤム王国政府とのデリケートな交渉においてシヤム政府顧問エルデン・R・ジェームズ、チャールズ・S・ロビンジャー判事をはじめ『ミラーズ・レビュー』(Millard's Review)』紙編集長のJ・B・ハウエルが渾り知れぬ貢献を行つた」と伝えてあり、「シヤム政府に対するこれらの人物の働きかけを暗示してゐる。

(17) チキストは「Z₄/2039, copy, C. Z. A. 44」の *Israel's Messenger*, 27 th October, 1918, p. 13.

(18) サンデルソンの名があげられてゐる点に彼の異した貢獻の度がうかがわれる。なお、当時カマチャーリーは日本で長期休暇を過してゐたから、ヒメラが恐らくはサンデルソン大尉と協議して処理したものと思ふべきである。*Israel's Messenger*, 27 th October, 1918.

(19) Devawongse to E. S. Kadoorie, Bangkok, 2 nd November, Z₄/176, C. Z. A.

(20) *Israel's Messenger*, November 4 th, 1927.

(21) N. E. B. Ezra to Nahum Sokolow, 20 th August, 1918, Z₄/176, C. Z. A. 23」の「問題」は「ロビンジャー判事」機構メンバーが十一月ヒメラにあつた書簡に於いて、中・日両政府の同様の宣言は「ロビンジャー判事」から通知があるものと確信してゐると述べてあり、「上海」でヒメラが運ばれることに決着がついたとみられる。Secretary of Zionist Organisation, London

- Bureau to Ezra, 29 th November, 1918, Z₄/176, C. Z. A.
- (22) たとえば、彼は上海シオニスト協会機関誌『イヌラヘルス・メッセンジャー』に一九一九年七月四日号はじめ多くの寄稿を行つた。
- (23) *Israel's Messenger*, November 4th, 1927 卽ち八年六月二十四日付モリソンのエスメルめて昔簡が掲載されてゐる。
- (24) J. V. A. MacMurray to Lobingier, Peking, July 5, 1918, Z₄/176, C. Z. A. 『ノースキヤン・クワンズ』紙によれば、シオニスト側の要請は、ロンドンチャー自身も北京訪問の際携行し、直接ライオンシホ公使に中国外交総長への伝達を託して手交したと云ふ。 *The North-China Herald*, December 28, 1918.
- (25) *Ibid.*
- (26) Lobingier to Ezra, September 11, 1918, Z₄/176, C. Z. A. なお、この昔簡は、判事がメヤク政府の宣言を知つたことと関連するもの。
- (27) G. E. Morrison to Ezra, Peking, 15 th September, 1918, copy, Z₄/176, C. Z. A.
- (28) Ezra to Morrison, Shanghai, 20 th September, 1918, copy. この昔簡のナンバーは、九月二十七日付メヤクの昔簡と同様である。 Ezra to Nahum Sokolow, Shanghai, 27 th September, 1918, Z₄/176, C. Z. A.
- (29) Lobingier to Reinsch, Shanghai, November 1st, 1918, copy. この昔簡のナンバーは十一月五日ロンドンチャーからエスメルに送られた、エスメルからロンドンに送られたものと同じである。 Ezra to Sokolow, Shanghai, November 4 th and 5 th, 1918, Z₄/176, C. Z. A.
- (30) Lobingier to Reinsch, November 26 th, 1918, copy, Z₄/176, C. Z. A.
- (31) *Israel's Messenger*, November 4 th, 1927.
- (32) Tcheng Loh to E. S. Kadoorie, Waichia Pu, Peking, December 14 th, 1918, copy, Z₄/2039, C. Z. A.
- (33) Kadoorie and Ezra to N. Sokolow, Shanghai, 20 th December 1918, Z₄/176, C. Z. A.
- (34) *Israel's Messenger*, November 4 th, 1927.
- (35) Sun Yat-sen to N. E. B. Ezra, 24 April, 1920. 『國父全集』第五冊、中華民国六十三年六月出版、pp. 426—427 に所収。
- (36) 一九一八年八月一日付ノロンもつエスメル昔簡の中で送られてゐる。 Ezra to Sokolow, Shanghai, 1st August, 1918, Z₄/176, C. Z. A.
- (37) エスメルは九月二十七日付ノロンもつ昔簡の中でメヤクチャーリーは未だ日本に滞在中で来月には帰るであろうと記してゐる。 Ezra to Sokolow, Shanghai, 27 th September, 1918, Z₄/176, C. Z. A.
- (38) エルナン大使任命したる、在支那特命全權公使林權

助は、仏外交年来の不振に顧みて第一流の人物を派遣し、日本と提携し、極東外交を刷新する目的が今回の人事に結実した、との情報を外相あて送っている。大正七年五月二十四日在支那特命全權公使男林植助発後藤新一平相あて公信機密第二一六号。外務省記録「在本邦各国大使任免雜件(仏國ニ關スル)」。

(35) *The North-China Herald*, January 25, 1919 に記す。

(36) Ezra to Sokolow, Shanghai, 10th October, 1918 に記述せられてゐる。なお、仏大使からG書簡が上海に届いたのは十月九日とされる。Z₄/176, C. Z. A.

(41) 大正九年四月二十六日サンノキ松井大使発電信第十四号、外務省記録「サンノキ最高会議」。

(42) Ezra to Sokolow, Shanghai, 14th November, 1918 に於て記されてゐる。Z₄/176, C. Z. A.

(43) この書簡のキリミナは仏語。Roger Maugras to Kadoorie, Tokyo, le 27 decembre 1918, copy, Z₄/2039, C. Z. A. 英訳は *The Shanghai Times*, January 16, 1919; *The North-China Herald*, January 25, 1919 にある。

(44) Chinda to Weizmann, London, 6th January 1919, copy, Z₄/2039, C. Z. A. なお、この書簡のコピーはレホネト(インスマント)のウイットマン・ブーカイウスにも所蔵せられてゐる。それは、C. Z. A. 所蔵のコピーを再コ

ピーしたものである。オリジナルはどこからも見当らなう。また同コピーは恐らく、ロンドン・のシオリスト機構で再タインされたのではないかと考えられる。発信者の珍田捨巳大使の名が S. Chinda と記されてゐる。T. Chinda とハンス・タインと記されてゐるからである。

(45) 電文は、Japan Expresses Concurrence Palestine Being National Homeland Jewish People といふので、一月十四日上海発二十五日ロンドン着。

(46) Kadoorie and Ezra to Sokolow, Shanghai, 16th January, 1919, Kadoorie and Ezra to Weizmann, Shanghai, 16th January, 1919 Z₄/176, C. Z. A.

(47) Zionist Organisation, London Bureau to Ezra, 10th January, 1919, Z₄/176, C. Z. A.

(48) *The North-China Herald*, January 25, 1919; *Israel's Messenger*, November 4th, 1927.

(49) 松井駐仏大使発内田外相あて電信、大正九年四月二日着、第五八六号(松井発珍田大使あて第三三三三号転電)。松井発内田外相あて電信、大正九年四月七日着、第六二七号。外務省記録「サンノキ最高会議」。

(50) 珍田大使発内田外相あて電信、大正九年四月十一日着、第三二五号。外務省記録「サンノキ最高会議」。

(51) サンノキ松井大使発大臣あて第十四号、大正九年四月二十六日、「サンノキ最高会議」。

(52) Stein, Leonard, *The Balfour Declaration*, pp. 560

- 561: Storrs, Sir Ronald, *Orientalisms*, London: Ivor Nicholson & Walsen, 1937, p. 398.
- (32) Ezra to S. Landman, Shanghai, 24 th January, 1919, Z₄/176, C. Z. A.
- (34) Ezra to Viscount Uchida, Shanghai, 27 th April, 1920. 外務省記録「民族問題関係雑件・猶太人問題」。
- (35) Uchida to Ezra, Tokyo, 12 th May, 1920. 「民族問題関係雑件・猶太人問題」。
- (36) Ezra to Uchida, 9 th May, 1922. 外務省前提記録。
- (37) Ezra to Uchida, 19 th May, 1922. 前提記録。
- (38) 内田大臣宛在上海船津総領事より公信「大正十一年五月二十七日第八二号」前提記録。
- (39) Consul General of Japan to Ezra, June 8 th, 1922. 前提記録。
- (40) D. E. J. Abraham and Ezra to Uchida, Shanghai, 12 th June 1922. 前提記録。上海シオニスト協会の機関誌『イスラエルズ・メッセージヤー』は「一九二二年七月七日号で二頁を占めて、「日本はあらゆるユダヤ人のイスラエリナへの権利を支持すると約束した」と題し、「内田外相の写真のせ、功績をたたえてゐる。その中で「(その言動からみて)外相閣下は自身シオニストであり、ユダヤ人のパレスチナに対する権利の有力な支持者であることは明らかである。従つて閣下の御名をたたえることは正当であり、御名をユダヤ民族基金のコーンテン・ブックに記載
- 載せることは上海シオニスト協会にとって至福であつた。コーンテン・ブックへの記載は過去二十五半間にシオニストの大義に明確な形で支援の働きをした人々に限られる」と記載してゐる。
- (41) コーンテン・ブックに記載された日本人の名及び合計四名である。すなわち 1. Yasuya Uchida (穴田 雄雄)、1922, 2/4634 (Register No.), by Shanghai Zionist Association. 2. Kiichiro Higuchi (樋口 幸一郎), 1941. 7. 14, 6/4026, by National Jewish Council in the Far East in Harbin. 3. Norhiro Yasue (荒江 仙次), 1941. 7. 14, 6/4028, by National Jewish Council in the Far East in Harbin. 4. Ikuro Teshima (手島 郁郎), 1967. 9. 29, 17/5846, 19/6980, by Kibutz Hefsi-Bah. (手島 郁郎) の 5. 1941 年度記録を参照せよ。
- また「上掲シオニスト協会が「シヤドキ」による中国からのシオニストへの支持獲得に功績があつたとして「シオニズム・シヤム政府顧問」ロビンジャー判事「ロビンジャー米公使の名前をコーンテン・ブックに記載する手続を承認して決定してゐる。」Kadoorie and Ezra to Lobingier, Shanghai, December 5 th, 1918; Kadoorie and Ezra to Reinsch, Shanghai, 20 th December, 1918; Reinsch to Kadoorie and Ezra, Peking, December, 24 th, 1918; Kadoorie and Ezra to Nahum Sokolow, Shanghai, 20 th December, 1918, Z₄/176, C. Z.

A. 4-15, *Israeli's Messenger*, 14th March, 1919.

(62) 授与式について、船津総領事発内田大臣あて電信、大正十二年二月六日着第三二号、内田大臣発船津あて電信、大正十二年二月七日発第二二号、船津発大臣あて公信、大正十二年二月二十日第一六九号および船津発大臣あて公信、

大正十二年三月七日第二三二号。外務省前掲記録。

〈付記〉本稿は一九八一年度日本学術振興会特定国派遣事業計画の援助に基づく研究成果の一部である。

(国際大学教授)